

新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 1 0 日
農政水産部水産局水産政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、沿岸漁業で漁獲される未利用魚を活用した養殖用飼料の新たなサプライチェーンの創出を図るため、予算で定めるところにより、養殖用飼料の調達を担う流通業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、次の表のとおりとする。

区 分	補助対象経費	補助率	重要な変更
新たな養殖用飼料 サプライチェーン 創出支援事業	県内の未利用魚を養殖用飼料として供給する新たな養殖用飼料サプライチェーンの構築に必要な次の経費 ア 未利用魚の購入に係る経費 イ 未利用魚の運搬に係る経費 ウ 未利用魚の保管・管理に係る経費	2 分の 1 以内	県費補助金の増額又は 30% 以上の減額を伴う変更

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に

いて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- （2） 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- （3） 第2条第3号に係る（暴力団関係者に該当しないことの）誓約書（別記様式第4号）
- （4） その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- （2） 知事は、規則に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、補助事業者に対し調査し、報告を求めることができるものとする。
- （3） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、第3条の表に定める重要な変更以外の変更とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 2 号）
- (3) 領収書等の補助対象経費を支出したことを証する書類（写しでも可）

2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第 12 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間とする。

2 規則第 21 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により知事の定める財産は、補助金の交付を受けて取得した機械及び器具で 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 10 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金から適用する。

別記

様式第 1 号（第 5 条及び第 11 条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（実績）

2 事業計画（実績）の概要

3 事業の内容

対象魚種	仕入先	供給先	備 考

魚 種	供給単価	供給量	餌料原魚としての評価 （養殖業者の声、実用性等）
一般的な餌料原魚 （イワシ・アジ・サバ等）	円/kg	—	—
未利用魚 （ ）	円/kg	kg	
未利用魚 （ ）	円/kg	kg	

4 事業完了（予定）年月日

様式第 2 号（第 5 条及び第 11 条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
新たな養殖用 飼料サプライ チェーン創出 支援事業	円	円	円	円	
合 計					

3 経費内訳

区 分	金 額	内 訳
①未利用魚購入経費	円	
②未利用魚の運搬に係る経費		
③未利用魚の保管・管理に係る経費		
合 計		

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

ふりがな

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、 年度新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金交付申請を行うに
当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するも
のではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与も
ありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2
条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

補助金変更承認申請書

年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更承認申請額

3 添付書類

事業計画書（別記様式第 1 号）

収支予算書（別記様式第 2 号）

4 本件担当者氏名等

（1）担当者氏名

（2）電話番号

（3）電子メール

年 月 日

請求書

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け で補助金交付決定通知のあったみやざきの新たな養殖用
飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金について、下記により金 円を交付さ
れたく、本事業交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	
支店名	
口座名義人	
口座の種類 (普通預金等)	
口座番号	
備考	

担当者	
連絡先	

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け により交付決定通知のあった新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金について、新たな養殖用飼料サプライチェーン創出支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |